

第三十八回 参議院通信委員會會議錄第十八号

昭和三十六年四月十三日(木曜日)

午前十四時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 鈴木 恭一君
理事 新谷寅三郎君
手島 榮君
松平 勇雄君
野上 元君

委員 柴田 榮君
寺尾 豊君
野田 俊作君
最上 英子君
鈴木 強君
永岡 光治君
光村 甚助君
森中 守義君
山田 節男君

國務大臣 小 金 義照君

政府委員 郵政大臣 森山 欽司君
郵政事務次官 荒巻伊勢雄君
郵政大臣官房長 松田 英一君
郵政省電氣 通信監理官 岩元 敏君
郵政省電氣 通信監理官 大塚 茂君
郵政省貯金局長 佐方 信博君
郵政省経理局長 佐方 信博君
事務局側 常任委員 勝矢 和三君
会専門員

○郵便為替法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(鈴木強君外七名発議)
○郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○委員長(鈴木恭一君) ただいまより開会いたします。

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

前回に引き続いて質疑を行ないます。御質疑のある方はどうぞ御発言下さい。――別に御発言もなければ、本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明かにしてお述べ願います。――別に御発言もなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

これより採決に入ります。郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木恭一君) 挙手多数と認め、よって本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木恭一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(鈴木恭一君) 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(鈴木強君外七名発議、(参第一四号)を議題といたします。

まず、発議者より提案理由の説明を願います。

○鈴木強君 ただいま議題となりました日本電信電話公社法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

昭和二十七年八月、電信電話事業の合理的かつ能率的経営体制を確立するとともに、設備の拡充強化を促進し、サービスの改善をはかるために、公共企業体として日本電信電話公社が成立いたしました。

しかしながら、公共企業体の性格に對する理解が不十分であるため、八年以上を経過した現在、なお官営時代の制約が払拭されず、経営の自主性の確保及び職員に對する待遇改善については種々の問題を残しております。

すなわち、経営の自主性については、現行の予算制度は、わずかに弾力条項の発動による弾力性を与えられてはいますが、これでは企業体の予算としては不適當であります。また、職員

の給与は、その職務の内容と責任に應じて定めることとされてはいますが、予算において給与総額を決定し、職員の給与は、その額をこえてはならないものとされ、公社職員の能率向上の意欲を失わせる原因となっております。

これらの問題の解決のためには、昭和二十九年一月には臨時公共企業体審議会の答申が、昭和三十三年十二月には公共企業体審議会の答申がなされておりますが、これらの答申に應じた政府の措置は行なわれておりません。

そこで、この現状を打破するために、公社の経営の自主性を確保することと、職員の待遇の改善をはかるためにも、これらの措置を講ずる必要があります。

さらに、現在電信事業は、電報の中継機械化を初め、あらゆる合理化を進めていますが、事業の持つ公共性より、低料金政策によって生ずる赤字は、年間約百二十億に達しています。

そのため、公社全体のサービス提供に支障を来たすおそれがないというわけには参りません。

そこで、これに對しても政府は何らかの措置を講ずる必要があるものと言わなければなりません。

これらがここにこの法律案を提案する理由であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明いたします。

第一は、経営委員會の委員は、一人は、公衆電氣通信事業に關してすぐれた経験と識見を有する者でなければならぬこととするともに、経営委員

会の権限を擴張し、委員の報酬も相當程度支給することとし、経営委員會の充実ははかり、公社の自主性強化の一助といたしました。

第二は、公社の予算を政府關係機關予算からはずし、その事業計画の国会の承認をもつて足りることとし、これに伴つて財務及び會計の規定に所要の改正をいたしました。これによつて公社の自主性を強化し、能率的経営を期することにより、給与総額による拘束も撤廃することとなり、職員の給与に對する制約をなくするものであります。

第三は、公社の電信事業につき経営上損失を生じたときは、毎年、その損失に相當する金額を政府が貸し付けることにいたしました。これによつて電信事業の合理化をはかることと、公社のサービスの向上を期することとを、

○委員長(鈴木恭一君) 本日このところ、本案に對しましては提案理由の聴取のみにとどめておきます。

○委員長(鈴木恭一君) 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。御質疑のある方はどうぞ順次御発言願います。

○野上元君 本法の改正の目的は、料金を改定することによって、事業収支の均衡をはかることがおもなる目的とされておるようでありますが、現在事業収支にかなりの不均衡を生じておると言っておられるのですが、これはどういふ状態になっているのか、明らかにされたいと思います。

○国務大臣(小倉義昭君) 計数等におたることでございますので、政府委員から答弁をさせていただきます。

○政府委員(大塚茂君) 三十五年度の収支を申し上げますと、振替だけを抽出して一応の計算をいたしてみますと、二億八千五百万円の赤字を出しておるという状況でございます。

○野上元君 その理由は何か、赤字になっておる理由は何ですか、赤字になっておる理由は何ですか。

○政府委員(大塚茂君) 結局人件費の増高等に対応しまして、料金のアップが、料金が増えられなかったということに基づいておるというふうに考えております。

○野上元君 そうすると、結論的には人件費の増加率の方が事業の成長率を上回っておる、こういうことになりませんか。

○政府委員(大塚茂君) さようでございます。この前に料金改定をいたしましたのが昭和二十九年でございますが、その後たしか三十二年に千二百円のベースアップがあり、その後も若干ずつベースアップがございまして、それに対して、料金の方は全然二十九年以来変わっておらないというような状況でございます。

○野上元君 人件費の増加というのは

どういふ種類になっておるのですか。たとえば人員の増加による人件費の増加なのか、人員の増加はないけれども、ベースアップ、給与ベースの上昇によるのか、そのいずれの理由によるのですか。

○政府委員(大塚茂君) 人員の増加はございませんで、結局ベースアップが主たる原因でございます。

○野上元君 そうすると、今回行なわれんとする料金改定は、以上のような点を十分考慮に入れて改正をし、将来再び不均衡が生ずることがないという、近い将来にはそういうことがないという見通しを立てた上の料金改定であるかどうか、その点を一つお聞きしたい。

○政府委員(大塚茂君) 私どもといたしましては、収支を見ます場合に、大体過去の五カ年間に於ける人件費の上昇というものを参考にいたしまして、それと同じ傾向で伸びていくとすれば大体どういふふうな推移をたどるか、また、将来五カ年について一応見通しを立てまして、料金をそれに見合うように算定をいたしたいというふうに考えておるわけでございますが、大体そういう計算からいいますと、何とか見合うというふうな計算をいたしたわけでございますけれども、御承知のように、今回の仲裁裁定をそのまま政府で受諾をするということになりますと、それが過去の人件費の上昇率を上回ったものになりますので、その分については、この料金改定案を策定いたしました際には取り入れておるものではございませんが、いなかたということになるわけでございます。

○野上元君 私の質問にずばりと答えていたのですが、今回の改正によって、どれぐらいの収支が改善せられ、そうして将来とだけ長続きするのかわかりませんが、聞いています。○政府委員(大塚茂君) 先ほど申し上げましたように過去五カ年間の傾向で人件費が伸びていくという前提に立ちますと、五カ年間は黒字が出るという見通しをいたしておりますが、今回の仲裁裁定を取り入れた場合に、それがどう変わるかという点の詳細なる計算は、まだいたしておりません。

○野上元君 先ほど、現在の赤字の金額は二億八千万円と言われたわけですが、今回の料金改定によってどれだけの増収になるのですか。

○政府委員(大塚茂君) 三十六年七月一日からの実施でございますが、これが三億九千万円でございます。これが平年度とすると五億二千万円、五億ぐらいの増収ということになります。

○野上元君 その点は一応了解をいたしますが、その次に一応お聞きしたいことは、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案の提案理由説明資料の中にこういうふうなことが記されているのですが、この料金の決定にあたっては、原価を償ふこととするのが建前であるが、必ずしも個別原価主義をとることなく、郵便振替事業と郵便振替貯金事業との両事業を通じて、全体としての収支のバランスをとるのだ、こういうことを言っておられるのですが、原価計算主義でいくのが建前であるけれども、必ずしも原価計算主義をとっておられない、こういう言い回しをされているのですが、一体どちらをあなたの建前とされているのですか。

○政府委員(大塚茂君) 特別会計が独立採算の建前をとっております以上、原価主義というものを考えるを得ないわけでございますが、ただ個別のそれを取り扱った項目についての原価を考えるとどういふことにならん、私どもとしては、振替事業の総括原価というものを問題にいたしまして、それを各種の項目にわけて振り振るかという考え方をとりましますと同時に、さらに同じ郵便局で扱っております送金手段である為替事業ともこれを一緒にいたしまして、為替と振替と両事業を通じて収支の改善をはかるという考え方をとったわけでございます。結局、原価主義は建前としたけれども、それは総括原価主義を建前としておる。しかし、それだけに徹し切れずに、ほかの送金料金等との振り合いというふうなものも考慮してきめた、こういうことでございまして。

○野上元君 個別原価主義はとらないと言っておられるわけですね。原価主義は建前であるけれども、個別では原価主義を必ずしもとっておらないということになる、コストを上回っているものもあるし、下回っているものもある、こういうことになるわけですが、下回っているものは、どういふものであり、それは下回らなければならぬ、どういふ理由があるのか、あるいは公共負担的な性格がそれにあるのかどうか、その点を一つ明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(大塚茂君) 個別原価主義に必ずしもこだわらないといふことは、結局、私どもが考えましたのは、為替と振替の両事業について、それだけの原価主義をとっていない。率直に申し上げますと、為替につきましても、今回の料金改定をやりましたも赤字が出るという結果になります。しかし、振替につきましても、先ほど申し上げましたように黒字が出るというふうなことになる、両者をつき合まして、原価になるべく近い収入を得るということを一応目標としたわけでございます。そういうふうな方法をとりまざるを得なかったのは、先ほど申し上げましたように、ほかの送金手段の料金等とにらみ合わせまして、それ以上為替を上げるといふことは、為替について禁止的な料金になるということも考慮して、料金値上げを抑えざるを得なかったというふうなことから、そういうふうな結果になったわけでございます。

○野上元君 そうすると、この説明資料でうたわれている「個別原価主義をとることなく」といふことは、振替貯金事業及び為替事業の個別の原価主義ではないのだ、という意味ですか。

○政府委員(大塚茂君) そういう意味が最も大きいわけでございます。

○野上元君 そうすると、二、三日前あなたの方から私の方へ提供されました「郵政要覧」の一部を読みますと、振替貯金事業の中にも、一部コストを割ったものがある、この収支が非常に不均衡になった、こういうふうに書いてあるのですが、そうすると、この振替貯金事業自体にも個別原価主義がとられておらないということになるのじゃないですか。

○政府委員(大塚茂君) 振替貯金事業の中の各取扱項目についても、やはりそういうことがある程度言えます。

○野上元君 その一部コストを割ったものというのは、どういふ種類のものですか。

○政府委員(大塚茂君) 三十五年度の

収支で申し上げますと、各種目ともほとんど全部原価を割っております。ただ、今度の改定によりまして、その原価をやはり割っておりますものも多少残りますし、原価以上に出るものもあるという結果になっております。

○野上元君　そうすると、あなたの方から出された「郵政要覧」の四十ページの最後の点にあるこの表現の仕方、これは誤っておるといふことですか。この表現によりまして、「一部コストを割ったものがある」と、こういうのですが、今のあなたの説明では、現在のところほとんどコストを割っておられるのだと、こういうふうに言っておられるのだが、その点はどうなんですか。

○政府委員(大塚茂君)　この「郵政要覧」は、おそらく三十四年度あるいは三十三年度の数字を基礎にしてやっておりますと思いますが、その三十三年度あるいは四年度の数字をはっきり私は実は持ち合わせておりませんが、三十五年度におきましては、数字をもつて申し上げますと、先ほど申し上げましたように、各種目について赤字が出ておるといふ状況でございます。

○野上元君　この点は私表現がいまいだと思つておるのですが、もしも全部コストを割っておるのなら割っておると、やはりはつきり書くべきだと思つておる。こういう一部割っておるから困つておるのだという書き方じやなくて、全体がだめならだめというふうにはつきり説明しないと、われわれだって、それじゃこれは一部くらいならいいのじゃないかという気になつてしまふのです。その点、表現をもう少し、官庁から出ておる文書は表現が全

部あいまいなんです、その点を十分検討してもらいたいと思つておる。

それから、今あなたが言われたように、三十六年度以降において料金改定が行なわれた場合においても、なおかつコストを割るものがある、こういう説明なんです、それはどういう種類ですか。

○政府委員(大塚茂君)　私どもの一応の計算によりまして、公金払い込み、それから公金即時払い、元利金支払い、国債の元利金支払い、こういうものが少しまだ原価を割っておる、こういう状況でございます。

○野上元君　それは原価を割る理由があるのですか、割らなければならぬという理由があるのですか。

○政府委員(大塚茂君)　こういうものは、もともとその公共的性格にかんがみまして、前から原価を割るような低料金で扱われておるわけでございます。それにつきまして、今回値上げを相当大幅に行ないましたけれども、やはりそういう沿革的な理由から、低料金を全然全部変えてしまふというわけにはいきませんので、やはり昔の沿革が残つておるといふことになつておるわけでございます。

○野上元君　まあ企業経営の方針ですが、とにかく伝統を守つておれば、いつまでもたつても私は思ひ切つた改善はできぬと思つておる。新しいアイデアをつぎ込むのなら、思い切つてつぎ込むという態度でなければ、今までの伝統をずっと守つていったならば、いつまでも赤字のものは赤字、こういうことにならざるを得ないのですが、そういうことに対してはいつあなたの方

は踏み切りとするのか、その点を今後課題にして研究してもらいたいと思つておる。

それからこの振替貯金事業と郵便為替事業というものは、性格的には非常に違ふものだと思うのです。それをこの収支計算においてはプール計算をするというふうな行き方は正しいのかどうか、それは邪道なのじゃないかと、どうか、それは私に思うのだが、郵政当局としてはどういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(大塚茂君)　同じ郵便局で扱います送金手段として、為替は為替としての特色があり、また振替は振替としての特色があるわけでございます。これは利用者の好むところ、選ぶところから従つて、どちらでも利用していただくという建前になつておるわけでございます。おっしゃられるように、多少そういう特色あるいは性格の相違はありますけれども、同じ郵政事業特別会計の中に包含されておりますし、同じところで取り扱つておるといふ関係で、私どもとしては、常にその一体としてやはり扱つていくのが、まあ正しいとまでいふけれども、実情に合うのではなからうかというふうに考へておるわけでございます。

○野上元君　あなたの意見に同意すると、振替貯金事業は、これは黒字になつてもよろしいと、しかし、為替事業の方は赤字でいいんだと、従つて、為替事業の方は、今回の料金改定によつてもなおかつ赤字である。しかも、それは振替貯金事業の黒字で埋めるのだと、こういう考え方が許されるかどうかですね。それほど公共性の問題について相違があるかというのです。この両者の事業の間に、いずれも原価主義

をとつていくのが正しいのではないかというふうにお考えなのだが、その点はどうなんですか。

○政府委員(大塚茂君)　私どもも理論としては一応その通りに割り切りたいのでございまして、為替の料金をこれ以上上げるといふことは、先ほど申し上げましたように、利用禁止するような料金にならざるを得ないという現実にかんがみまして、その引き上げ率は、ほかの送金手段との均衡を著しく破らない程度に押さざるを得ない。そうしますと、どうしても赤字が残る。振替の方は、従来相当低料金でございましたので、これをある程度上げましたも、まだ為替その他の送金料金に比べて少しいう面から少し黒字を出しまして、赤字の振替を現実問題として私どもとしては埋めざるを得ない状態にあるのでございまして。

○野上元君　振替貯金の料金の方は、従来は低きに失したと、従つて、今回は改定をするのだと、しかし、その低きに失したという方が従来大へんよくて、高きに失する方が収支計算でまずいというの、それはどういふ理由に基づくのですか。

○政府委員(大塚茂君)　送金手段を比較いたしますと、振替の方が手数料が割合にかからなくて済むわけでございます。そういう根拠もあり、振替制度を大いに普及させたいという趣旨からしまして、従来低料金で取り扱つておつたわけでございますし、また、そういうふうな手数料が少し少なくて済むものですから、振替の方は料金が多少安くても収支が割合によかつたわけござ

います、為替の方は手数料が多少よいかかるということ、利用数が一時期に比べて非常に減少してきておるといふような点から、為替の方については赤字が相当大きくなつておるといふ状態でございます。

○野上元君　その点は、私は将来はやはり別個の事業として十分独立していきけるような考え方に變えていかないと、振替貯金が将来に衰微の一途をたるといふことになれば、これは為替事業の方でカバーできなくなるわけですから、そういう点も今後一つ課題にして検討しておいてもらいたいというふうにお考えですか。

それから現行料金でいく場合に、料金値上げをしないでいく場合に、一口座当たりの受け払い額は、どれくらいになつたら大体やつていけるのかという点はどうですか。

○政府委員(大塚茂君)　実はそういう計算をやつておりませんので、後ほど一つ計算をしましてお答え申し上げます。

○野上元君　私は、やはりそういう点が事業経営上必要じゃないかと考えます。ただ、人件費が上がつたからどうだのこうだのといふんじやなくて、事業の成長率はどれくらいなければならぬのかという点を、一つ十分に検討された上においての料金改定でなければならぬというふうに考へるわけですか。そういう点から見ても、今回の料金改定には、若干基礎的なあやふやなものがあるというふうに私は考へますが、そういう点を一つ十分考へてもらいたいと思つておる。それから、これも「郵政要覧」の中に書かれておりますが、振替貯金の問題

点の一つとして、適正な料金体系を作る必要があると言っておられるが、その適正な料金というのはいくつものか、その点一つお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(大塚茂君) ここに言っておられるのは、その前の方に、一部コストを割ったもの等があるというよりなことで、振替事業として赤字だといふことが書いてございまして、この適正といふのは、結局赤字のないような料金、消すような料金体系という意味だと考えます。

○野上元君 それは振替貯金事業だけでなく、あなたが所管されておる各事業に通じて言えることですか。

○政府委員(大塚茂君) さようでございませう。

○野上元君 そりやう御答弁をいただくと、為替料金の改正について、やはりそりやう考え方でなければならぬと思ひますが、改定をしてもなおかつ赤字を認めなければならぬというよりなことになる、依然として適正な料金ではないということになるわけですか。その点はそれを一つ十分検討しておいてもらいたいと思ひます。

○政府委員(大塚茂君) 振替貯金事業の本質は、これは送金手段というところとございまして、その貯金が滞留されるということが本質的なわけではございませぬけれども、事業の収支と

いう面から見ますと、口座に貯金の残高が多いということが、事業収支に貢献をいたしますので、そりやう面からいって滞留を私どもとしては希望いたしておるわけとございませう。

○野上元君 振替貯金事業の経営の主体といふことは、これは料金ではないのですか、滞留資金の融資による利子によつてまかなつていくという考え方は、明らかに誤りだと思ひますが、その点の考え方はどうですか。

○政府委員(大塚茂君) 理論的にまざしくおっしゃられる通りだと思ひます。ただ、行き方といたしまして、まあ滞留と申しますか、残高の運用益と、差益というのによつて料金を多少安くするといふことができれば、それもまた一つの行き方ではないかといふふうに考えておるわけとございませう。

○野上元君 そりやうすると睡眠口座がふえる、大きな金が滞留することになるわけですか。その点は非常に私は矛盾があるのじやないかという気がするが、その点はどうですか。

○政府委員(大塚茂君) 滞留の金額がふえるといふことは、必ずしも一致しませんので、むしろ残高がふえるといふことは、活動している口座に払い込み金がたくさん払い込まれてくる。そしてそれを加入者が引き出すのを少しおくらしてある。あるいは振替口座から現金を他に払い渡す、小切手払いその他で払います場合に、その口座に現金がたぐさあるといふこととございませうので、むしろ睡眠口座といふのは、ほとんど残高のない、口座を名前だけ

持っているといふものが多いわけとございませう。

○野上元君 いずれにしても、滞留資金といふものは、これは不特定なものですね。これはあなたの方で計画を立てられる性質のものではないと思ひます。従つて、事業経営の主体は、あくまでもこれは料金でなければならぬと思ひます。従つて滞留資金がふえて、その融資による利子が増大したからと言つて料金を下げる、料金に異同を生ぜしめるといふことがあるとすれば、それは行き方としては、私は邪道だと思ひますが、その考え方はどうですか。

○政府委員(大塚茂君) 先ほど申し上げましたように、理論的にまざしくおっしゃられる通りだと思ひます。

○野上元君 そりやうと振替貯金の利子ですが、これはどういふふうにお考えになつておるのか、この振替貯金事業といふものは、第一条にうたわれているごとく、送金の手段であつて、かつまた、債権債務の決済手段である。貯金事業ではない。従つて、これに利子を付せるというよりなことは、明らかにこれは行き過ぎじやないかといふやうな気もするのです。しかし、今直ちにこれを廃止せよといふ意味ではありませぬ。しかし、これは事業を創設したときの考え方から見れば、明らかに私は行き過ぎじやないかといふやうな気がするが、その点はどういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(大塚茂君) この第一条からいひまして、また、先ほど申し上げましたように理論的に申し上げますと、おっしゃられる通りだといふふう

に考えるわけとございませう。

○野上元君 理論的に私の言う通りだといふことになるならば、それをあなたの方で認められるといふことになれば、将来この問題は、じやどういふふうに取り扱ふのですか。

○政府委員(大塚茂君) 実際問題としては、しかしやはり口座に相当の金額が常に滞留しておるわけとございまして、これを私どもは資金運用部に預託して、それに対して預託利子をもらつておるわけとございませうので、それに対する若干の利子を支払うといふことは、これまた公平な考え方から言つて適当じやなからうかといふふうにお考えおるわけとございませう。

○野上元君 そりやうと理論的に私の言つたことが正しいのではなくて、やはり若干の利子を付することが正しいといふふうにお考えられるのじやないですか。

○政府委員(大塚茂君) 振替事業としては、先ほど申し上げましたように送金手段といふことが目的でございませうので、おっしゃられるように貯金事業ではございませぬので、これを滞留させるというところに主眼を置いてこの振替事業を運営するといふことは誤りである。これは理論的にはあくまで送金手段、決済手段として考えなければいかぬといふ点について、私どもは理論的にその通りだと申し上げるわけですが、ただ現実には、先ほど申し上げましたように、口座に滞留する金があるといふことは、これは避けて得ないこととございませう。それをまた私どもは有

利に運用いたしておりますので、運用益の一部を滞留した金に對してお返しするといふのも、またこれ為替事業の

本体ではございませぬけれども、それ自体をとつてみれば、正しいことじやないかといふふうにお考えのわけとございませう。

○野上元君 そりやうと為替を窓口で受け入れて、それで払い出されるまでには相当の日時があるわけとす。その金については、それじや利子を付することはしないのですか。

○政府委員(大塚茂君) これはもう四、五日の問題でございませうし、一々お払いするときに何日間を要したかといふことを計算をして利子を支払うといふことは事実上不可能でございませうので、事業全体の収支の中で、そりやうものも考えまして、まあ料金をきめてあるといふことになるわけとございませう。

○野上元君 そりやうと料金の中に、その付すべき利子も入つておるのだ、こりやういふふうにお考えのわけとす。

○政府委員(大塚茂君) きわめて微弱なものにございませうけれども、理論的には、そりやういふふうにお考えられると思ひます。

○野上元君 そりやうと理論的には、為替の金もやはり利子を付すべきものだ、もしもかりにできるとするならば付すべきものだ、こりやういふふうにお考えななですか。

○政府委員(大塚茂君) 理論的に申し上げますと、そりやうこととございませうが、事実上実行できないといふこととございませう。

○野上元君 外国振替等で、お互ひにこのやりとりをしておる国が十カ国ばかりあるわけですが、これらの国にお

いても、やはりこの利子というものは付しておるのですか。

○政府委員(大塚茂君) 外国におきましては、ほとんど振替の滞留金について利子を付しておりません。そのかわり取り扱い料金を少し低くするというようなやり方をとっておるようでございます。

○野上元君 それは逆じゃないですか。取り扱い手数料を、そのために高くしてあるのじゃないですか。利子を付さないかわりに手数料を高くしてあるのじゃないですか。安くしてあるのでは。両方とも、これは利用者にとっては非常に利得になるのですが、その点はどうか。

○政府委員(大塚茂君) それは結局滞留金について、やはり利息はついておるわけでございますから、その利息を利用者に還元するかわりに、料金から差引いておるというような形でございまして、結局料金は、その分だけ少し安くなつておる、こういうことでございます。

○野上元君 わかりました。それで、現在の利子は年二分二厘八毛になつていますね。これを決定された基準というものが、比較するものは何ですか。

○政府委員(大塚茂君) 二分二厘八毛というのは、昭和十九年にきめた利率でございます。その後金利に相当の変動がございましたけれども、振替の金利だけは変更しておりません。従つてこの金利は、必ずしもほかの金利とにらみ合はれて常に均衡を考えたがらきめられたというものではないように私も承知いたしておりますが、具体的にそれじゃ昭和十九年に、何を

基準にしてきめたかという点につきましては、私も実は詳細に承知いたしておりません。

○野上元君 そうすると、まあ昭和十九年から今日まで変える必要がないという、まあ一つの理屈になるわけですが、変える必要のないという理屈を聞かしてもらいたい。

○政府委員(大塚茂君) はつきりした実は理屈を持ち合わせていないのでございまして、まあ振替貯金としては、先ほど、これはまあ本流といひますか、きわめて一部分のその傍系に属する仕事だといふふうな考え方から、その金利に比例して動かす必要もないというふうなことからきておるのではないかと考えます。

○野上元君 その質問は、その程度にしておきますが、次に、外国振替について、ちょっとお伺いしておきたいのですが、ヨーロッパのイタリヤ初め十カ国に限られて交換が行なわれておりますが、この十カ国に限つた理由は、どういうことですか、他の国には、こういう制度がないということですか、それとも相手国が拒否しておるという意味ですか、日本が拒否してゐるのか、どういふ理由によるのですか。

○政府委員(大塚茂君) 結局、万国郵便連合の条約に準拠してやつておるわけでございますが、その取り扱いを開始することについては、わが国とその以外の国との間に、まだ条約を制定してないといふことでございまして、それは私どもの方からも、まだそう積極的に取り扱いを開始しようじゃないかという申し入れをしておりません。相手国からも、そういう申し入れがないというところでございまして。

○野上元君 そうすると、その十カ国以外にも、この事業をやつておる国はたくさんある、こういうことですか。

○政府委員(大塚茂君) ほかに、あつてよろしいです。

○野上元君 この外国振替の利用状況を見てみますと、昭和三十四年度において払い出しは、口数において六十件、金額において二十八万円、受け高の方は、口数において八十五件、金額において約二百万円、こういうことになつておるわけですが、こういう僅少な、ほとんど利用価値のないようなものを、今後存続していくつもりですか。

○政府委員(大塚茂君) やはりございまして便利でございますので、今ある制度をやめようといふことは、さしあたりは考えておりません。

○野上元君 あなたのほうでは便利と言われるけれども、十カ国で一年間に、わずかに六十二件ぐらいの取り扱いしかない、しかも金額にして、わずかに二十八万円では、存在の理由はないではないですか。便利と言われるのですから、どこが便利ですか、便利でないから、利用者がないのじゃないですか。

○政府委員(大塚茂君) 外国振替の業務の取り扱いを開始しましたのが、戦後になつては三十年からでございます。まして、まだそういう面において、利用周知が行き渡つてないという面もございまして、今後、いろいろ貿易その他が盛んになるに従ひまして、利用もふえるのではないかと思ひますので、さしあたり、このままで状況を見ていきたいというふうに考えております。

○野上元君 これは万国郵便条約に準拠してといつておりますけれども、それは義務があるのですか、義務はないのですか、その点はどうなんですか。

○政府委員(大塚茂君) 義務はございまして、新たに両国の合意を要するわけでございます。

○野上元君 スエーデンに私行したときに、ストックホルムでポスタル・チェックのシステムを見てきたのですが、これは非常に発達しておつて、ほとんどのスエーデンの国民が、このポスタル・チェックを利用しておるようですが、こういう制度は、日本では発達の見込みはないのですか。

○政府委員(大塚茂君) わが国の振替におきましても、小切手払い制度というやつが現にあるわけでございますが、その利用は、まだ非常に少ないやうでございまして、将来は、そういう面の普及をはかつていかにやいかぬというふうに考えておるのでございまして。

○野上元君 次に、二、三事務的な質問をしてみたいと思ふのですが、まず第一に、睡眠口座に対する措置ですが、除名数が三十四年には二万五千口座になつておるのですが、これは全体の何%ぐらいになるのですか。

○政府委員(大塚茂君) 全体の口座数が四十七万件でございますから、大体五%程度に当たると思ひます。

○野上元君 これは、ずっと過去の実績から見ても、毎年こんなにくさんの口座除名が行なわれておるのですか。

○政府委員(大塚茂君) 大体、私どもの基準をいたしましては、戦後当分の間、そのまま放置をいたしておりましたが、まあ事務の簡素化をはかるという面から、二十六年ごろから、ある程度積極的に睡眠口座の整理をはかつて

ておりまして、二十六年には三万五千口座ばかりを除名をいたしておりました。それから三十二年に十二万口座、それから三十四年に二万四千口座、現在まで戦後四十六万口座ばかりを除名をいたしてきております。

○野上元君 傾向としては、だんだん減つておるのですか、ふえておるのですか。三十五年度は、どうですか、見通しは。

○政府委員(大塚茂君) 三十五年度は、まだとつておりませんが、大体、基準をいたしましては、法律では、三年間全然受け払いのない口座は除名をすることができるといふことになつておりますが、実際実行します基準としましては、五年間全然受け払いのなかつたものに對しまして、あらためて今後利用の意思があるかどうかといふことを確かめた上で整理をするというやり方をとつております。

○野上元君 それに該当するものがある程度残つておるようではございまして、今後若干出る見込みでございまして。

○野上元君 それは三年完全睡眠のものを除名するのが正しいのか、五年まで待つのが正しいのか、あるいはもう少し短縮するのが正しいのか、この点の見解はどうですか。

○政府委員(大塚茂君) 事務の簡素化という点から見ますと、早いほどいいといふことではございますが、せっかく開いた口座でございまして、やはり最低三年は待ちまして、その上でやるのが正しいのじゃないかというふうに考えております。

○野上元君 その次には、小切手払い事務用の会計機の配置状況を聞きたいのですが、今回の状態では、東京中

郵、神田、大阪、京都と、この四カ所に、この機械が配置されておるのです。が、現在はどうですか。

○政府委員(大塚茂君) 現在配備されております局は、計六局でございます。台数は七台でございます。

○野上元君 これは非常に能率的であり、將來と云ふふやして行く考えなんでしょうか。あるいはこの辺でとめておくのですか。

○政府委員(大塚茂君) 相当能率的でございます。予算の許す限り、將來ふやして行きたいというふうに考えております。

○野上元君 一台幾らぐらいですか。

○政府委員(大塚茂君) 今まで買っておりますのは、大体一台六十五万程度でございます。

○野上元君 その次に、今回の改正によつて、日本放送協会が取り扱つておる放送受信料及び日本育英会学資の貸与金の返還金の取り扱いを新設されるわけですが、われわれとしても利用の増進をはかることについて反対するものではないんだが、そのために、ますます収支のバランスがくずれんというやうなことがあるならば、一考を要するんじゃないか。にわかに賛成できないと思ふんだが、その取り扱いの見込み数はどうですか。

○政府委員(大塚茂君) 結局、利用者がふえることによりまして、その原価も低くなつて参りますので、そういう考え方で参りますと、相当取り扱い数の多いものについては、定料の扱いをいたしまして、それがふえることによつて、収支がペーして行くという見通しを持つておるわけでございます。

放送受信料については、年間取り扱

い見込みが十一万件でございます。日本育英会の返還金は年間十八万の取り扱いがあるというふうに見ております。

○野上元君 これを開始するための定員措置は、あらかじめやられておるのかどうか、その点を聞きたいと思ひます。

○政府委員(大塚茂君) まあ合わせまして二十九万件程度でございますが、そのうち放送受信料につきましては、すでに四万件ぐらゐは現在も取り扱つております。それから日本育英会の返還金についても、現在若干取り扱つておるものがあるわけでございます。純粹に今回の措置によつてふえますものは、そう多くないわけでございます。この仕事は、全国の郵便局に大体はまかれますと、一局当たりになりますと非常に小さい数になりますので、さしあつて、それに要する定員措置、要員措置というものは考へておりません。

○野上元君 今あなたの説明によると、放送の方は、現在すでに四万件ぐらゐやつてゐるということになると、七万件ふえるわけですか。育英資金の方は十八万件中、どれくらいやつてゐるのですか、現在。

○政府委員(大塚茂君) 現在十万件取り扱つておまして、ふえるのが八万件ださうでございます。

○野上元君 そつとすると、両者合すると十二万件ふえるわけですが、これに對する定員の措置は、大して必要ない、こつういふふうにお考えですか。

○政府委員(大塚茂君) 振替の一年間におきます全国の取り扱い件数は、五千何百万件あるわけでございます。

て、その中で十二万件がふえまして、先ほど申し上げましたように全国にばらまかれますので、特に要員措置を講ずる必要はないというふうに考へておるわけでございます。

○野上元君 最後に、念のためにちつとお願いしておきたいのですが、振替口座を利用する人、あるいは振替貯金を利用する人の層というのは、どういふ層なんですか。

○政府委員(大塚茂君) 大体、加入者の四割が法人でございますが、これを業種別に申し上げますと、卸小売業が三三%、それから広告あるいは自動車修理、興信所などというサービス業が二二・五%、それから各種の製造業が一・七%、それから金融あるいは保険業というものが五・六%、それから農業が五%というふうな大体状況になつております。

○野上元君 そつとすると、個人では、まあほとんど利用されておらない、こつういふ結果になるわけですか。

○政府委員(大塚茂君) 口座所有者の六割は個人でございますが、これに振替を払い込むような利用者は、結局国民の大部分だといふことが言えると思ひます。

○野上元君 一応この程度で、私の質問は終了いたします。

○山田節男君 この今回の郵便振替貯金法の改正の中で、NHKの受信料の取り扱い問題ですが、ただいまの野上君の質問に對して、現在NHKの受信料を年間四万四千ぐらゐ扱つてゐる。総額の金がどのくらいになるか、それからNHKの受信料を特定郵便局で取り扱つてゐると思うのですが、特定郵便局で、NHKのテレビ、ラジオの受信

料として取り扱つておる、件数はいいのですが、総額は、どのくらい金額に上つてゐるか、最近の集計があれば、お示し願ひたいと思ひます。

○政府委員(大塚茂君) 振替で取り扱つておりますものは、大体の見当がつきますが、特定局に委託されておりますものにつきましては、ここに資料を持ち合わせておりませんので、後刻お答え申し上げます。

○山田節男君 NHKの報告によりまして、大体三十四年度は、ラジオとテレビとの受信料の総収入が三百八十億圓ぐらゐで、その六割は郵政省関係で集納してゐることになつておるわけですか。そつとすると、この振替貯金の件数は、わづか四万四千で、金額で千七百円といふと、そつとすると、他の方が大へんな金になるのですが、これは特定局を通じて納めておることとは、これはどういふ形に入つてくるのですか。振替貯金でもなし、為替でもなし、実際、どういふふうに入つておるのですか、ラジオ、テレビの受信料といふものは。

○政府委員(佐方信博君) これは直接加入者が、郵便局に持ってきた分が、今度の振替の改正になるわけですが、今までやつておりましたように、郵便局員が、一々集金に行きました分は、郵政省が集めてきましたから、郵便局からNHKへ直接振替で送る、この振替制度でなくて、いくわけですか。

○山田節男君 どういふことですか。

○政府委員(佐方信博君) だから、郵政省が法律によつて委託を受けるわけでございます。だから郵便局員を使ひまして、個々の人から集金して入つて参りますと、郵便局長が、NHKに振替で送るわけですか。

○山田節男君 振替貯金ですか。

○政府委員(佐方信博君) はい。それはここにありますような公金に準じた扱い方ではないわけですか。こつで法案として問題になつておるものは、個々の加入者が、自分でNHKへ金を納めますか。わづかに、郵便局まで来て、そつとして振替用紙を使つて、NHKに送るものを、今度の法律で安くしてやろつといふふうになつておるわけですか。

○山田節男君 そつとすると、この現行法で、特定郵便局がその集金をして、振替でNHKに送るその金額といふのはわかるでせう、どのくらいになりますか。

○政府委員(佐方信博君) それはちつと、郵務局でやつておりますもので、から、歸つて調べますと、すぐわかりますが、こつでちつと……

○山田節男君 これは、私、なぜこつういふことを申し上げるかといふと、NHKの受信料の問題は、これは、どうして何ともしなくちゃならぬ。たとへばカナダ、アメリカ、英国、それから西ドイツ等を見ますと、ラジオ、テレビの受信料は、もう全部郵政省で扱ひます。しかし郵政省は、コミッションを大体五%、これはもう天引きでとつてしまふ。これが手数料になるのですけれども、この現行でやつておられる、特定郵便局で集金して、そしてそれを

放送局へ振替で送るということになる
と、そのコミッションというものは、
為替料金からいいますと、これは五
や六分ではないかと思うのですが、その
点はどうでしょうね。現行でたとえば
百億振替しておると、その何パー
セントくらいのが為替料金として
入っているか、そういうことはわか
りませんか。これは郵務局の問題でし
うけれどもね、収入は。

○政府委員(佐方信博君) 実は、NH
Kの集金をいたしましてやります分の
手数料としまして、郵政省としまして
は、三十六年度におきまして約四億七
千万ほどNHKからもらうことになっ
ております。それで先生のおっしゃ
いましたように、総取り扱いの金額がわ
かりますと、そのパーセンテージは、そ
れを逆算するわけですから、割りまし
てから、よく調べまして、御報告申し
上げます。

○山田節男君 これは委員長に一つお
願いしたいのですが、これは非常に重
要な今後のデータになると思う、特に
NHKの受信料の問題につきまして。
これは私は、年々の主張として、NH
Kのラジオ、テレビの受信料は、総括
的に郵政省で扱うべきものだ、実は私
は、そういう主張を持っています。

そこで従来、過去、テレビができて
からでよろしゅうございますから、過
去三年ないし四年の郵政省郵務関係の
NHKの受信料の扱いです、ね、扱い
量、それからそれに対する振替貯金の
料金、こういうのを一つ、これはすぐ
はできないかと思う。日にちをかけて調
べて、資料を一つ各委員に配っていた
だきたい。お願いします。

それから、今手元に配られておる振
替貯金の一部改正をみますと、十五
ページに5のところ、「公金等に関
する郵便振替貯金の取扱料金」とし
て、「公金払込み」これが、NHKの
受信料の扱いに該当すると思うので
すが、これは意味がよくわからないの
ですが、「公金払込み」「払込金額の総額
の千分の五に相当する金額に一の払込
みについて十五円を加算した金額」こ
れは具体的にいいますと、どういう意
味ですか。

○政府委員(大塚茂君) 公金で申し上
げますと、納税令書一枚について十五
円をとる。そのほかに、その人の公金
で払い込みされた金額を合計しま
して、その千分の五に当たる料金を
加えた額を、地方公共団体なり、日本
放送協会なら放送協会のその払込金額
の中から、料金として差し引く、こう
いうものでございます。

○山田節男君 そうすると、具体的に
一万円の公金を扱う場合に、料金とし
て、一件十五円、プラス千分の五です
から、五十円ですか、そうすると六十
五円になるわけですか。

○政府委員(大塚茂君) さようござ
います。

○山田節男君 これは大臣に、ちよっ
と私、御意見伺いたいのですが、三十
六年度のNHKの予算につきまして、
本委員会でも、いろいろ真剣な審議があ
りましたときに、受信料というものに
ついて、片一方NHKにおきまして
は、受信契約者の開拓維持のために、
それから集金の関係として、三十二億
何何の金を使っておる業務として、そ
うして全体に見ますと、今度の予算に
おきますといくと、ラジオ、テレビ、
入れますと、約三百九十億ぐらい、そ

のほとんど六割というものは、特定郵
便局を通じて入っている。あとの四割
を、集金し、また一方においては、こ
とにラジオの解約者を防ぐために、い
ろいろPRをやっている、三十数億の
金を使っている。これは今後、NHK
の受信料をどうするかという問題は、
郵政大臣も公約されたように、また
NHK当局としても、それに取組ん
で、一応結論を出すということをし
ておりますが、これは私の個人の主張
から、どうのこうの申すわけじゃござ
いませんが、実質的には、NHK
の受信料というものは郵政省が六割
を持っておる。将来NHKの受信料を
確保するために、どうしてもNHK
が、ああいう特殊法人としまして、
集金をしていかないことには、強制執
行権なんか持たすことはできないので
すから、郵政省が、この全部集金する
ことは、これはいいのです。イギリ
ス、カナダ、西ドイツはやっておるわ
けです。そうして、その金額が多くな
りますし、取り扱いを何と申しますか、
簡素化してやれば五割のコミッシ
ョン、これは郵政省です。これが大体の
妥当な線じゃないかと思うのですが、
これは今年度の実現されるか来年度に
実現するかわかりませんが、いずれに
しても、私はこのNHKの聴取料問題
とその他から申しますと、将来は四百
五十億になるだろうと思う。

ですから、今回の振替貯金法の改正
において、放送協会の受信料につい
て、公金に関する振替貯金の扱いと同
様にされると、それは私は、御趣旨は
よろしゅうございますけれども、少な
くともここ数年間に、何とかNHKの
受信料の問題を合理化しなくちゃなら
ないということになりますという、
私はこの法律改正はむしろ今、今日お
やりにならなくても、もう少しお待ち
になって、そうしてNHKという半ば
今度は税金に近い、あるいは免許料に
近い性質のようなものになってくれ
ば、当然郵政省が扱うべきものである。
私は公金の扱いによりましてみます
といくと、かりに四百億のラジオ、テ
レビの受信料があるが五割、二十億で
す。で、ただいまの佐方総局長の概
算ですけれども、特定郵便局が扱って
きて、そしてNHKからもらうコミ
ッションというものは四億六千万円内外、
これは郵政省の、こういう収入を確保
するということ意味からも、むしろ私は、N
HKの受信料を今後性格を変えること
によれば、必ず郵政省の厄介になって
もらわなければならぬということにな
れば、やはり振替貯金あるいは特定郵
便局から、NHKに払い込む場合の方
法は、これは私は幾らも方法があると
思いますが、こういう点から考えまし
て、特に今回NHKの受信料を、公金扱
いにして振替貯金のワク内に、そうい
う公金のワク内に入れる。こういうこ
とにつきまして、そういうことまで私
お考えになってなかったんだらうと思
うのですが、この点どうでしょう。か
ら私は、そう長くない将来のこと
ですから、今特に、こういうことを設け
ておやりにならなくても、もう暫く
待つてNHKに対しては、むしろ金額
も大きいのであります。それから一つ
の税金に類したものとすれば、これか
ら扱いが変わってくると思えます。
こういう点について大臣は、こうい
う改正法をお作りになる経過におい

て、これは貯金局長もそうですが、そ
ういうことをお考えになったかどう
か、御意見承りたい。

○国務大臣(小倉義雄君) 日本放送協
会の徴収する聴取料と申しますか、そ
の料金の総額を、今郵便局で扱って
いる現状から申しまして、実は私は郵政
審議会に、この原案をかける前に、日
本放送協会から、こういうふうに取り
扱ってもらいたいという希望もありま
して、郵政審議会でも、もともとだ
いいうので、こういう答申が出ました。

今、山田さんのおっしゃったような、
日本放送協会の聴取料というものの根
本的な性格をどうするかというよう
なことに関連して、その徴収方法等も本
質的に変えるというようなことがあ
れば、これはそのとき考えなければな
らん、お説の通りの問題だと思いま
すが、現実には、やはり全部の聴取料を郵
便局に委託することも一つの方法であ
りますが、今の日本放送協会の現状か
らいきますと、直接の料金を集める人
を使うというところは、各地方における
ラジオやあるいはテレビジョンの不
明なところ、あるいは故障の申し出と
いうような苦情も一緒に聞くというよ
うな機会を与えたいというので、二本
建と申しますか、直接調査するのと、
それから郵便局に委託するのと、両方
やっているようであります。

そういうような関係で、私どもは根
本的な問題が解決するまで、このよう
な希望がございまして、またこれも郵
便局で取り扱い得るものでございま
すから、この改正案を私も決定して、国
会に差し出したものであります、今
お説のような今後の根本問題の取り扱
い方いかんによつては、私は変わり得

ないということになりますという、
私はこの法律改正はむしろ今、今日お
やりにならなくても、もう少しお待ち
になって、そうしてNHKという半ば
今度は税金に近い、あるいは免許料に
近い性質のようなものになってくれ
ば、当然郵政省が扱うべきものである。
私は公金の扱いによりましてみます
といくと、かりに四百億のラジオ、テ
レビの受信料があるが五割、二十億で
す。で、ただいまの佐方総局長の概
算ですけれども、特定郵便局が扱って
きて、そしてNHKからもらうコミ
ッションというものは四億六千万円内外、
これは郵政省の、こういう収入を確保
するということ意味からも、むしろ私は、N
HKの受信料を今後性格を変えること
によれば、必ず郵政省の厄介になって
もらわなければならぬということにな
れば、やはり振替貯金あるいは特定郵
便局から、NHKに払い込む場合の方
法は、これは私は幾らも方法があると
思いますが、こういう点から考えまし
て、特に今回NHKの受信料を、公金扱
いにして振替貯金のワク内に、そうい
う公金のワク内に入れる。こういうこ
とにつきまして、そういうことまで私
お考えになってなかったんだらうと思
うのですが、この点どうでしょう。か
ら私は、そう長くない将来のこと
ですから、今特に、こういうことを設け
ておやりにならなくても、もう暫く
待つてNHKに対しては、むしろ金額
も大きいのであります。それから一つ
の税金に類したものとすれば、これか
ら扱いが変わってくると思えます。
こういう点について大臣は、こうい
う改正法をお作りになる経過におい

と思ひますが、とりあえずは、私はこれでやっていたきたいという希望でございます。

○山田節男君 先ほどの大塚局長の御説明によりますと、たとえば公金に関する郵便振替貯金の取扱料というものは、改正法によりますと一万円について六十五円の手数料、六厘五毛のコミッションになる、コミッションという語弊がありますが、手数料になる。六厘五毛というのはいかにも安いです。と申しますのは、NHKの業務局でやっておりますのは、直接集金人と、それからある特定の民間人を集金人に委託しております。そうして集金をしている。それらに出しているコミッションと申しますか、先ほど申しましたように、業務関係でPR、開拓、解約防止をするために三十二億の金を使っている。これからみますと、これは、ばく大な金を、全体の四〇％のためにNHKが使っているわけですね。そうしますと、六厘五毛というコミッションは、これはいかにも安過ぎると思ふ。今度の改正法を見ますと、従来の、たとえば千円の振替貯金について見ましても、二十五円であったのが三十五円、十円という四〇％弱上がる。一万円につきましても、従来の四十円であったのが七十円ですから実に七二％値上がりする。こういうような改正法案の建前になっておつて、NHK、これはなるほど特殊の公法人でありますけれども、六厘五毛というような低率の手数料で扱うということは、私は国民放送だからいいです、いいですけれども、しかし他のバランスから見ても、あるいは将来のNHKの受信料というものは、これはどうしたつて

私は、やはり国家がそれを代金取納をするということをしなければ、NHKの経済というものは立っていかないから、そういう一つの伏線を考えますならば、今回、こういう六厘五毛というよりも、今日の低金利の政策から見ましても、これでは私は、あまりに恩恵に過ぎるのではないかと、他の税金の場合と違ふのです。ですから、そこあたりのバランスを、どういふふうにお考へになつてゐるのか、あまりにNHKの業務局でやつてゐる集金のために、費用を政府がやる場合に、六厘五毛でやつてやるのだ、こういうアンパランスは、これは非常に不公平じゃないか、特に振替貯金の赤字財政というものをカバーするために、今回かなり大幅の値上げになつておられます。そういうものから見ますと、公共放送の受信料に対するコミッションは、あまりに低い、こういう点から見ましても、私はもう少しNHKの受信料というものの将来というものは、郵政省自体の問題として、こういう先例をお作りになりますと、将来これを、どういふふうにするかという点になりますと、これまた、七倍にも八倍にもなつてくるということになりますので、こういう点からも、私はもう少し慎重に考慮された方がよかつたんじゃないかと思ふのです。

これは私、意見にもなりますが、私は、これは大臣並びに大塚貯金局長です、ね、こういうことは、よくお考へになつておやりにならぬと、将来そういうような問題に直面した場合に、これはまた、アンパランスの問題になつてくるということになつて参りますから、この点の一つ、私は意見として、

これは討論でございせんけれども、私の私見を加えて、どうも、これはバランスを失するようには私は思ふのです。この点、一つ当局にお考へ願ひたいと思ひます。

私は、これで終ります。

○国務大臣(小金義照君) ただいまのお説はごもっともでございます、公金の取扱いは、大体税金またはこれに準ずべき地方公共団体等の金でありますので、なるべく料金は安い方がいいというので、振替貯金を利用していただいておりますが、NHKの今の他の集金のコスト等から考えますと、確かに御指摘のような点があります。これらも総合的によく考えたいと思つております。

○委員長(鈴木泰一君) それから、先ほど山田委員から御要求の資料は提出できますか、お願いいたします。

○国務大臣(小金義照君) 後ほど作成させて、お手元に届けたいと思つております。

○委員長(鈴木泰一君) ほかに御発言もなければ、今日の質疑は、この程度にとどめておきます。

本日は、これにて散会いたします。
午後零時二分散会